

令和5年度 第1回 四国地方整備局

コンプライアンス・アドバイザー委員会の議事要旨について

アドバイザー委員会事務局

1. 開催日時 令和5年6月9日（金）14時30分～16時00分
2. 開催場所 高松サンポート合同庁舎 13階 1306・1307会議室
3. 出席委員 委員長 穴戸 栄徳 香川大学名誉教授
委員長代理 三野 靖 香川大学法学部教授 法学部長
委員 相川 恵祐 NHK高松放送局長
〃 藤本 智子 弁護士
〃 古川 慎一郎 弁護士

（委員は五十音順）

4. 議事

- （1）委員長の選任
- （2）委員長代理の指名
- （3）令和4年度四国地方整備局コンプライアンス推進計画の取組状況
- （4）発注者綱紀保持規程第6条に基づく調査結果概要及び措置内容
- （5）その他

5. 審議内容 委員長とりまとめ

- （1）コンプライアンス違反、非違行為の調査について、調査の実施者に外部の者を入れるなど、調査の方法について検討すること。
- （2）飲酒の状況チェックや、飲酒した者についてのアフターケアについて、組織的にどのように対応したらよいか検討すること。

6. 主なやりとり

議事（3）

《令和4年度四国地方整備局コンプライアンス推進計画の取組状況》

- 委員：職場で公用車を運転する場合に、運転免許証の確認以外何か確認を行っているのか。
整備局：職員が運転する場合は、アルコールチェッカーによる確認を実施している。
委員：それは、整備局全体でルール化、システム的に実施しているのか。
整備局：道交法施行規則の一部改正を受け、文書を発出し、地整全体で実施している。
委員：その整備局全体の状況は把握しているのか。
整備局：地整全体の実施状況については把握していない。
委員：アルコールチェッカーでの状況把握はしているけれども地整全体のモニタリングをしていないとのことだが、チェック体制を見直していただきたい。
委員：月1回は無理としても四半期に1回ぐらいはしないといけない。
整備局：アルコールチェック等をしっかりやっていきたい。

議事（４）

《発注者綱紀保持規程 6 条に基づく調査結果概要及び措置内容》

委員：食事をした職員 B と会社社員 d・e の関係性はどうなっているのか。

整備局：過去に d・e は、当該事務所に業務で派遣され、当該事務所で勤務した経験のある者であり、過去から面識があった。

委員：面識があったということだが、どの程度の面識なのか。

整備局：過去に一緒に仕事をしたことがあるということ。

委員：それは、同僚のような感覚になっている感じなのか。

整備局：ご指摘の通り。

今年度から、庁舎内には事業者の席を設けず、指示したことを事業者の会社に持ち帰って仕事を行うように試行を行っている。試行ということで、業務自体がしっかり遂行できるのかを含めて、状況を確認しながら取り組んでいきたい。

委員：今回の調査について、しっかりした調査をしているが、私たちが思っている調査方法と、職員の方々がしている調査の仕方とは、違うものがあるのではないか。ある程度私たちも携わる調査を検討していただきたい。

委員：B 職員が飲み会に一人で行ったことは、非常に問題ではないのか。

整備局：発注者綱紀保持規程では、事業者との職場での対応について、一人に対応せずに複数で対応することを定めている。その趣旨から言えば、一人で飲食をともにすることは、発注者綱紀保持規程の趣旨に反する。この職員に対するヒアリングなどで確認できたことは、この発注者綱紀保持規程とは別に国家公務員倫理法及び国家公務員倫理規程においては、一定のルールのもとでの飲食は認められているため、割り勘だからよいと認識はあったが、発注者綱紀保持規程における複数で業者と対応するということの認識が足りなかった。

今後は、全職員に対して複数で業者と対応するということの周知徹底を改めて実施していく。

委員：コンプライアンスは国民からの信頼や、職員の皆さんを守るという意味もある。今回の重大な結果になりかねないものについては、ミーティングなどで意識付けしておくべき。

整備局：今までの講習会においても、実施してきたが、今後も発注者綱紀保持規程を正しく理解していくために、講習会等を実施していく。

委員：違法を正すようなメッセージは伝えないといけない。

整備局：発注者綱紀保持規程においては、一人に対応してはダメということがあり、複数人であれば、どちらかがチェックになるだろうという前提がある。国家公務員であるので、そこは厳しくすべきと考えている。ルールの中でしっかりやっていくことを、コンプライアンス・ミーティング等を通じてしっかり周知していく。公務員だから制約があるということをしっかり認識させていく。

議事（５）

《その他》

職員による非違行為の事案についての説明を行い、

- ・再発防止策
- ・職員に対するカウンセリング等のアフターケア
- ・監督職員の対応 等

について、議論を行った。

以上